２　調査地域
工事を行う場所の周囲十キロメートルの範囲内において工事用資材等の搬出入に使用する自動車が通過する道路に面する区域
３　予測
調査により確認された保全対象が存在する地域において工事用資材等の搬出入に使用する自動車の台数が最大となる日の道路交通振動の影響の程度を定量的に予測する。

（三）　水質に関する項目

１　調査項目
(1)　排水の諸元
排水の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量並びに排出量
(2)　水質の状況
水道原水取水地点及び水質の測定点の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素、全燐、水温並びに位置
(3)　地域の基準
水質汚濁に係る環境基準
(4)　保全対象
イ　排水基準を定める省令別表第二備考６及び７に規定する湖沼及び海域
ロ　水道原水取水地点
ハ　水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域
ニ　湖沼水質保全特別措置法第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域
ホ　瀬戸内海環境保全特別措置法第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第三条の区域を除く。）
ヘ　水質の測定点において生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に係る環境基準が確保されていない地点

２　調査地域
排水の排出により水質の状態が変化するおそれのある水域

３　予測
(1)　調査により確認された保全対象（保全対象のロを除く。）に対する排水の排出による生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の影響の程度を排水口直近の水質の測定点において定量的に予測する。
(2)　排水の排出によって、調査により確認された保全対象のロに影響が及ぶかどうかを定量的に予測する。